

# 一般財団法人住友理工あつたか基金

第12回（2023年度）

ゆめ まち びと



in 松阪・明和・多気・大台

～SDGs まちづくり応援プログラム～

## 募 集 要 項

### 第12回 住友理工「夢・街・人づくり助成金」

in 松阪・明和・多気・大台の実施にあたり

住友理工グループは、今年度も「住友理工 夢・街・人づくり助成金 in 松阪・明和・多気・大台」を実施します。この助成金は、弊社の従業員が主に居住する松阪・明和・多気・大台の市民、町民の皆さんと一緒に「豊かな社会づくり」を目指して、みんなが住みたい街・住みたくなる街をテーマに夢をつくり、街をつくり、人を育て私たちの街を『私たちで考え、そして私たちで作っていく』ことを目指し、市民、町民として地域でいろいろな活動されている皆さまを住友理工社員と住友理工グループが応援するプログラムです。

住友理工グループは、地域社会の一員であることを常に自覚し『良き企業市民』として社会貢献活動を通じて社会との信頼関係を築き、豊かな社会づくりに寄与するとの活動理念を基に、5つの重点活動分野 1. ダイバーシティ（多様な人材の活用）、2. 青少年の育成、3. まちづくり、4. 市民活動（社会貢献をしている市民団体の活動を支援する活動）、5. 自然環境との共生、を定め SDGs（※）の達成に向けて、様々な団体と協働で社会貢献活動を行っております。

私どもとともに志をこれから実現させたい、更に活動を発展させたいとお考えの市民活動団体の皆様、是非、積極的なご応募をお待ちしております。

地域と共生する企業「住友理工グループ」は、このプログラムを通じ、少しでも社会課題が解決され、住みたい街、住みたくなる街へのお手伝いに皆さんと一緒に貢献して参りたいと思います。

※「SDGs」とは…

Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）の略称。2030年までに持続可能でよりよい世界を目指すために国連が定めた国際目標。17の大きな目標（ゴール）とそれらを達成するための具体的な169のターゲットで構成され、「誰一人取り残さない」ことを誓っている。SDGsは発展途上国のみならず、先進国自身が取り組む普遍的なものであり、日本でも積極的に取り組んでいる。



一般財団法人住友理工あつたか基金は、住友理工従業員の金銭的ボランティアを支援する基金（ファンド）です。登録した従業員は、1口100円、最大10口を給与天引きで寄付することができます。この寄付に、会社が同額をマッチングギフトとして充当することにより、同基金となります。基金は「住友理工あつたかクラブ」の支援、社会課題解決に取り組んでいる団体、災害被災者支援に使われます。

## 1. 助成の対象となる事業

SDGs（持続可能な開発目標）達成に向けて、住友理工が重点的に取組む5つの分野に関する事業に対して助成をします。

- 1) ダイバーシティ（※1）への貢献
- 2) 青少年の育成への貢献
- 3) まちづくりへの貢献
- 4) 市民活動への貢献（※2）
- 5) 自然環境との共生への貢献

### ※1：ダイバーシティとは…

人々の多様性を活かし、「そのひとらしく」生きられる社会を目指して、物理的なバリアや  
こころのバリアがなくなる社会づくりのこと

### ※2：市民活動への貢献とは…

「社会貢献活動をしている市民団体」を支援する活動

## 2. 助成の対象となる団体

営利を目的とせず、公益的・社会的な活動を持続的に行う、もしくは行おうとする、市（町）民が活動する団体（法人格の有無は問わない）であり、以下の要件にいずれも該当することが必要です。

- 1) 3名以上の構成員で組織し、継続した活動をすでにしている（またはこれから行っていく）団体であること。
- 2) 代表者や運営方法が規約または会則で決まっていること。
- 3) 申請した事業を適切に実施できる能力を持った団体であること。  
または、能力があると認められる団体であること。
- 4) 政治活動、宗教活動を目的とした団体でないこと。
- 5) 暴力団、もしくは暴力団員の統制下にある団体でないこと。
- 6) その他の法令、公序良俗に違反する行いがないこと。

## 3. 助成できる事業の要件

- 1) 松阪広域（松阪市・明和町・多気町・大台町）で行われる公益的な地域課題の解決を図るための社会貢献活動であり、応募団体が主催する事業であること。
- 2) 住友理工が重点的に取組む5つの分野のいずれかに該当し、SDGs（持続可能な開発目標）達成への一助となること。
- 3) 事業の中間報告および、実績報告書にてその成果を報告できること。
- 4) 申請事業が、国・県・市町村および他の企業や公益法人から助成を受けている事業も助成対象となります。その場合は必ず申告すること。  
※申告がなく、後から発覚した場合は助成を取り消す場合があります。
- 5) 原則として、事業期間が2023年11月25日（予定）の助成決定日から2024年8月31日までに実施・完了する事業であること。  
※申請回数に上限はありません。

以下の事業は対象となりません。

- 1) 特定の個人や団体または構成員のみが利益を受ける共益的・互助的な事業。
- 2) 趣味的活動を目的とするもの。
- 3) 構成員の日頃の成果を発揮する目的で行う活動およびその練習（展示・発表会・イベント・大会参加等）
- 4) 単に教養の向上を目的とした勉強会や学習会。
- 5) 団体から他の団体等への単なる補助となっているもの。
- 6) 公序良俗に反するなど適当でないと認められるもの。

#### 4. 助成金額

| 交付金額  | 団体数 | 合計       |
|---|-----|----------|
| 夢づくりスタート部門 50,000円<br>＜助成内容＞<br>すでに活動している団体、またはこれから活動を行おうとする団体が新規事業を立ち上げる時や、小規模な事業を助成します。 | 4団体 | 200,000円 |
| 街・人づくり部門 100,000円<br>＜助成内容＞<br>モデルケースへの発展が期待される非常に公益性の高い事業や大規模な事業を助成します。                  | 2団体 | 200,000円 |
| 交付総額  |     | 400,000円 |
| ※助成対象事業の実績を審査委員会が評価・検証し、優秀な事業を行った団体には奨励金3万円を別途交付します。（該当がある場合のみ）                           |     |          |

※審査委員の判断により、助成団体数および交付金額が変わる場合があります。

## 5. 助成の対象となる経費

申請事業の実施に必要な次の経費が対象となります。

| 区分      | 主な対象経費の具体例  |
|---------|---|
| 人件費     | 対象事業に直接係る人件費（アルバイトを含む）に限る。<br>※但し、助成金額の30%を上限とする。                                 |
| 謝金      | 講師や指導者、専門家への謝礼 など   |
| 旅費・交通費  | 講師や指導者、専門家への交通費・宿泊費 など<br>(団体構成員の旅費は対象外)  |
| 通信運搬費   | 事業の実施に必要な郵送等の運搬に要する費用 など  |
| 印刷製本費   | 資料、パンフレット、ポスター等の印刷費や製本費 など  |
| 消耗品費    | 事業の実施に必要な文具等の購入費 など   |
| 使用料・賃借料 | 会場、機器等の使用料や借上げ料 など  |
| 燃料・光熱水費 | 事業の実施に必要な光熱水費、事業用車両のガソリン代 など  |
| 会議費     | 事業の実施に必要な会議室使用料 など  |
| 保険料     | 事業の実施に必要な保険料  |
| 食糧費     | 事業の実施に必要な飲食代（会議や事業時のお茶など）<br>※但し、助成金額の10%を上限とする。<br><u>飲食を主たる目的とした会合等の飲食費は対象外</u> |
| その他     | 必要であると審査委員会が認めたもの   |

## 6. 助成の対象外となる経費

- 1) 団体の事務所を維持するための経費
- 2) 団体の経常的な活動及び視察に要する経費
- 3) 団体の構成員による飲食を主たる目的とした会合等の飲食費
- 4) 団体の構成員に対する謝金および申請事業に直接係らない人件費
- 5) 領収書がない等、使途が不明なもの

## 7. 助成の対象となる事業期間

原則 2023 年 11 月 25 日(予定)の交付決定日から 2024 年 8 月 31 日まで

## 8. 応募の方法

### 1) 応募期間

2023年8月1日～8月31日まで（当日消印有効）

※但し、毎週日曜は提出先が休館のため、窓口での申請書受付ができません。

### 2) 提出書類

- ① 助成金交付申請書
- ② 団体の規約、会則または定款の写し（任意様式）
- ③ 団体の会員名簿（任意様式）

※上記の申請書類は松阪市市民活動センターのホームページの  
「住友理工 夢・街・人づくり助成金」のページからダウンロードできます  
【ホームページ：<http://www.katsudou.com/>】

### 3) 書類提出先

〒515-0084 三重県松阪市日野町788 カリヨンプラザ3F  
松阪市市民活動センター 助成金事務局  
【メール：[katsudou@ma.mctv.ne.jp](mailto:katsudou@ma.mctv.ne.jp)】

### 4) 提出方法

新型コロナウイルスの影響を鑑み、以下の方法でも  
申請を受け付けます。

- ① 上記提出先メールアドレスにデータ形式で申請
- ② 上記提出先に郵送（8月31日消印有効）
- ③ 上記提出先の窓口へ直接持ち込み

※内容に不備、不明な点があった場合は再提出していただく場合があります。

また、新型コロナウイルスの状況に応じて直接窓口での受け渡しができない場合があります。  
予めご了承ください。

## 9. 審査の基準

### 1) 選考方法

有識者等7名で構成する審査委員会が、第1次審査として書類選考を行います。第1次審査で採択された団体には第2次審査の公開プレゼンテーションをしていただき、審査基準により総合的に審査し、選定を行います。

※第2次審査のプレゼンテーションの日程は11月25日を予定していますが、  
新型コロナウイルスの状況に応じて、実施方法を変更する可能性があります。  
詳細は決定次第お知らせします。

※第1次審査で採択された団体が、第2次審査に参加できない場合は不採択とさせていただきます。

※第1次審査を通過した団体であっても、第2次審査の結果により、事業内容が相応しくないと審査委員会が判断した場合は、該当なしとする場合があります。

※必要に応じて、助成申請事業の内容についてヒアリング等の確認させていただく場合があります。

■すべての申請書、報告書および審査内容は、事業終了後の優秀事業団体決定の選考に反映いたします。

## 2) 審査の基準

### 【評価項目】

| 項目      | 内容   |
|---------|--|
| 公益性     | 一部の人の利益ではなく、積極的に広く利益を及ぼす事業であるか<br>また多くの市町民ニーズへの対応や支持を得られる可能性があるか |
| 実現性・安全性 | 実現可能な手法（実施体制）となっているか   |
|         | 実現可能なスケジュールが立てられているか   |
|         | 事業計画に対して安全性の確保とそのリスクに対する備えが考えられているか                              |
|         | 事業計画に対して妥当な予算が立てられているか   |
| 社会課題性   | 社会に顕在する問題点や課題を明らかにし、広く市町民の関心を高めていくことにつながる事業であるか                  |
| 実効性     | 事業の実施により、社会課題に対して具体的な効果、または影響が期待できるか                             |
| 独自性・独創性 | 発想、着眼点、手法などに先駆性や独創性、工夫があり団体の長所や特性が活かされているか                       |
| 発展性     | 助成期間終了後も、さらに活動を発展させ、定着させていくことを目指した事業であるか                         |
| 自立性     | 補助金だけに頼らず、自己努力による資金確保に努めるなどの自立意識が認められるか                          |

※審査員がそれぞれの項目を踏まえ評価し、協議の上、助成対象事業を選定します。

## 10. 選考結果および助成金の交付

1) 選考結果は2023年11月25日（予定）に審査委員会の選定結果をもとに、交付の可否を決定し、助成金交付決定通知書（不交付の場合は、その旨の通知）を応募いただいた団体の連絡責任者に、書面にて通知します。

※採否の理由に関するお問合せには一切応じかねますので、予めご了承ください。

2) 助成金は交付決定後、申請者から指定された金融機関口座に入金します。

※金融機関口座は、団体名義または団体代表者名義に限ります。

## 11. 実績報告書の提出および事業内容の変更

1) 事業実施期間中に「中間報告書」を提出していただきます。

（団体の事業計画により提出時期は異なります）

2) 事業完了後1ヶ月以内に速やかに、実績報告として下記書類をご提出ください。（最終提出期限は2024年9月30日）

- ①実績報告書
- ②事業内容が分かる資料（写真、チラシ等）
- ③領収書等の書類（写し可）

3) やむを得ない事由等により事業内容や助成金の使途を変更する場合は、速やかに事務局にご連絡ください。大幅な変更の場合、その内容が本来の目的につながらないと審査委員会が判断したときは、助成金の交付決定を取り消す場合や助成金の全額または一部の返還を求めることがあります。

## 12. 優秀事業に対する奨励金の交付

助成対象事業の実績により、審査委員会の審査により優秀な事業を行った団体に対し、更なる発展の支援として奨励金を交付します。

※該当する団体が無い場合は交付いたしません。

## 13. 助成金の取消および返還

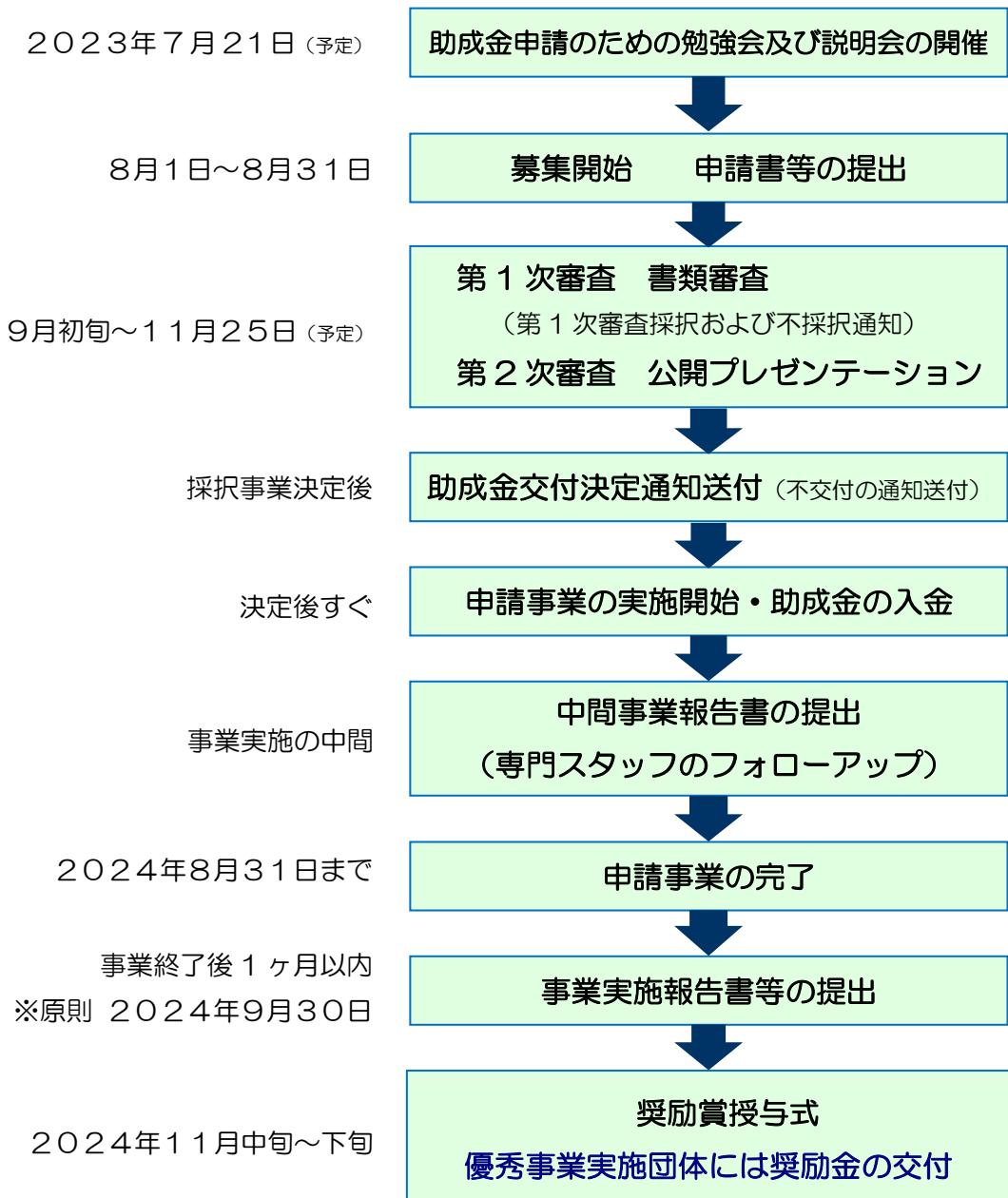
次のような場合には、助成金交付決定の取消や助成金の全額または一部を返還していただく場合がありますのでご了承ください。

- 1) 申請内容に虚偽があると判明したとき
  - 2) 正当な理由なしに実績報告書等が所定期限内に提出されないとき
  - 3) 助成金を対象事業または対象経費以外に使用したとき
  - 4) 申請事業の中止、大幅な縮小や変更、または所定期間内に完了できなかつたとき
  - 5) 事前の申告なく、事業内容や助成金の使途を大幅に変更したとき
- ※助成金交付決定の取消または助成金の返還によって生じた不利益について、一切の責任を負いませんので、ご了承ください。

## 14. 情報の公開

応募いただいた事業については、その事業概要、交付金額、実績報告を松阪市市民活動センターのホームページや広報紙等により公表させていただく場合があります。また、その際は添付される写真等についても公開しますので、提出物の著作権およびそれに含まれる個人情報については、本人（本人が未成年等である場合はその保護者等）から承諾を得るなど配慮し、団体自身が責任をもって対処してください。

## 15. 住友理工 夢・街・人づくり助成金の流れ



### 〈お問合せ・連絡先〉

この助成プログラムについてのご質問や、申請書の記入方法、ご相談については  
松阪市市民活動センター 助成金事務局 までお問合せください。

**松阪市市民活動センター 助成金事務局**（担当：澤）

《指定管理者：NPO 法人 M ブリッジ》

〒515-0084 三重県松阪市日野町 788 カリヨンプラザ 3F

TEL (0598) 26-0108 FAX (0598) 25-3803

E-mail katsudou@ma.mctv.ne.jp

新型コロナウイルス感染拡大の状況により、本要綱に定める内容を変更する場合があります。